



2025年6月23日

各 位

会 社 名 第一生命ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長グループ CEO 菊田 徹也
(コード番号：8750 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画ユニット IR グループ
(TEL 03-3216-1222 (代))

株式報酬制度に関する新株式発行について

第一生命ホールディングス株式会社(代表取締役社長グループ CEO: 菊田 徹也、以下「当社」といいます。)は、2025年6月23日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(以下「RSとしての本新株発行」といいます。)及び業績連動型株式報酬としての新株式発行(以下「PSUとしての本新株発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) RSとしての本新株発行

(1) 払込期日	2025年7月11日		
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 362,800株		
(3) 発行価額	1株につき1,072.0円		
(4) 発行総額	388,921,600円		
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社	取締役	4名 81,200株
	当社	執行役員	18名 88,500株
	第一生命保険株式会社	取締役	6名 57,900株
	第一生命保険株式会社	執行役員	23名 85,400株
	第一フロンティア生命保険株式会社	取締役	2名 13,200株
	ネオファースト生命保険株式会社	取締役	1名 5,800株
	アイペット損害保険株式会社	取締役	1名 5,800株
	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社	取締役	1名 7,600株
	株式会社ベネフィット・ワン	取締役	1名 6,100株

	第一生命テクノクロス株式会社	取締役	1名	5,800株
	株式会社 Q0Lead	取締役	1名	5,500株

(2) PSU としての本新株発行

(1) 払込期日	2025年11月17日			
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 280,400株			
(3) 発行価額	1株につき1,072.0円			
(4) 発行総額	300,588,800円			
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社	取締役	4名	52,000株
	当社	執行役員	4名	27,200株
	第一生命保険株式会社	取締役	5名	57,100株
	第一生命保険株式会社	執行役員	13名	109,500株
	第一フロンティア生命保険株式会社	取締役	1名	11,800株
	株式会社ベネフィット・ワン	取締役	1名	11,500株
	株式会社 Q0Lead	取締役	1名	11,300株

2. 発行の目的及び理由

(1) RS としての本新株発行

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「RS 対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的成長を通じた株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆さまとの価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。また、2018年6月25日開催の当社第8期定時株主総会（以下「第8期定時株主総会」といいます。）において、RS 対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度の下で RS 対象取締役に割り当てられる株式の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）の額の上限を年額2億円とすることにつき、ご承認をいただいております。当該株主総会決議において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年から30年の間で当社の取締役会が予め定める期間とし、また、当社が RS 対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年160,000株以内（ただし、株式分割・株式併合その他割り当てる株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で総数を調整します。）、1株当たりの払込金額は、RS 対象取締役に特に有利な金額としない範囲において当社取締役会において決定するものとしております。なお、当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますので、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が RS 対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、同日以降、年640,000株以内に調整されております。

また、第8期定時株主総会におけるRS対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の承認決議を受け、当社取締役会並びに当社子会社のうち第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、アイペット損害保険株式会社、バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社、株式会社ベネフィット・ワン、第一生命テクノクロス株式会社及び株式会社 QOLeap（以下上記各子会社を総称して「今回RS対象グループ会社」といいます。）の各取締役会において、当社執行役員、並びに、今回RS対象グループ会社の社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の一部（RS対象取締役と併せて、以下「RS対象取締役等」と総称します。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬を導入することを決定しております（当社及び今回RS対象グループ会社における譲渡制限付株式報酬制度を、以下「本RS制度」と総称します。）。

なお、2022年6月20日開催の当社第12期定時株主総会において、当社は業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。これにより、本RS制度と業績連動型株式報酬制度が併存することになるため、当社は、原則として、主に、本RS制度を株主の皆さまとの利益共有を目的として、また業績連動型株式報酬制度を企業価値向上へのインセンティブとして位置づけ、本RS制度については、引き続き第8期定時株主総会においてご承認いただいた範囲内で、既発行分よりも短期の譲渡制限期間を設定するとともに、譲渡制限解除後のクローバック条項を設ける等、本PSU制度の導入等に伴う調整を行った上で、適切なインセンティブとして機能するよう運用することといたしました。

RSとしての本新株発行は、2025年6月23日開催の取締役会決議に基づき、本RS制度の目的、当社の業況、各RS対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、RS対象取締役等に株式を直接保有させるとともに、各RS対象取締役等と株主の皆さまとの利益共有を目的といたしまして、RS対象取締役等に対し、当社又は今回RS対象グループ会社より2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）（当社取締役については、当社の2026年3月期に関する定時株主総会終結時までの期間、今回RS対象グループ会社取締役については、各今回RS対象グループ会社の2026年3月期に関する定時株主総会終結時までの期間）（譲渡制限付株式報酬を支給済みのRS対象取締役等については、当該支給済みの譲渡制限付株式報酬の対象期間を除く。）に係る譲渡制限付株式報酬を支給するとともに、当該支給された金銭報酬に係る債権を出資財産として現物出資に供させることにより、譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式としての普通株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を発行するものです。当該金銭報酬に係る債権の額は、各RS対象取締役等の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本RS制度の下、株主の皆さまとの価値共有を進めるため、譲渡制限期間は3年間としております。

（2）PSUとしての本新株発行

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、会社業績及び当社の株式価値と、業務執行を行わない取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「PSU対象取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画

に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、PSU 対象取締役を対象として、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しました。また、第 12 期定時株主総会において、PSU 対象取締役に対する業績連動型株式付与のための報酬等の額を年額 2 億円を上限として設定することにつき、ご承認をいただいております。当該株主総会決議において、当社が PSU 対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 160,000 株以内（ただし、株式分割・株式併合その他割り当てる株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で総数を調整します。）、1 株当たりの払込金額は、PSU 対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において当社取締役会において決定するものとしております。なお、当社は 2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っておりますので、業績連動型株式報酬制度に基づき当社が PSU 対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、同日以降、年 640,000 株以内に調整されております。

また、第 12 期定時株主総会における PSU 対象取締役に対する業績連動型株式報酬の承認決議を受け、当社取締役会並びに当社子会社のうち第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、株式会社ベネフィット・ワン及び株式会社 QOLeap（以下上記各子会社を総称して「今回 PSU 対象グループ会社」といいます。）の各取締役会において、当社執行役員、並びに、今回 PSU 対象グループ会社の社外取締役以外の取締役（業務執行を行わない取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の一部（PSU 対象取締役と併せて、以下「PSU 対象取締役等」と総称します。）に対しても、同様の業績連動型株式報酬を導入することを決定しております（当社及び今回 PSU 対象グループ会社における業績連動型株式報酬制度を、以下「本 PSU 制度」と総称します。なお、今回 PSU 対象グループ会社以外の子会社においても、同様の業績連動型株式報酬を導入することを決定しております。）。

PSU としての本新株発行は、2025 年 6 月 23 日開催の取締役会決議に基づき、本 PSU 制度の目的、当社の業況、各 PSU 対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、PSU 対象取締役等に株式を直接保有させるとともに、各 PSU 対象取締役等と株主の皆さまとの利益共有を目的といたしまして、当社又は今回 PSU 対象グループ会社から 2023 年 3 月期（2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）から 2025 年 3 月期（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）までの期間（以下「本業績評価期間」といいます。）中の業績目標の達成度等に応じて算定される当社普通株式の発行数に発行価格を乗じることにより算出された額の金銭報酬に係る債権を出資財産として現物出資に供させることにより業績連動型株式報酬としての普通株式（以下「本普通株式」といいます。）を発行するものです。

3. RS としての本新株発行及び PSU としての本新株発行の概要

(1) RS としての本新株発行

RS としての本新株発行においては、本 RS 制度に基づき、当社は、RS 対象取締役等との間

で、大要、以下に記載の内容の定めを含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本 RS 割当契約」といいます。）を締結する予定です。

① 譲渡制限期間

2025年7月11日～2028年7月10日、又は、本譲渡制限付株式の払込期日の属する事業年度に係る提出会社の半期報告書が提出される日のいずれか遅い日まで（以下「本譲渡制限期間」という。）

② 譲渡制限の解除条件

RS 対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は今回 RS 対象グループ会社の取締役又は執行役員（取締役を兼務しない執行役員を含む。）（以下、総称して「役員等の地位」という。）のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限付株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

③ 譲渡制限期間中に、RS 対象取締役等が任期満了又は定年その他取締役会が相当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

本譲渡制限期間中に、RS 対象取締役等が任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により、当社又は今回 RS 対象グループ会社の役員等の地位のいずれの地位をも退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。）した場合、譲渡制限の解除時期は退任又は退職直後時点（ただし、死亡による退任又は退職の場合は、別途取締役会で決定した時点とし、死亡による退任又は退職以外の場合において退任日又は退職日が退任又は退職の決定日から5営業日以内の日であるときは、当該決定の日から起算して5営業日後の日とする。）とし、当該時点で RS 対象取締役等（ただし、RS 対象取締役等が死亡により退任した場合は RS 対象取締役等の相続人）が保有する本譲渡制限付株式の全部につき譲渡制限を解除する。

④ 当社による無償取得

(a) 当社は、本譲渡制限期間中に RS 対象取締役等が拘禁刑以上の刑に処せられた場合（当該刑の執行を猶予された場合を除く。）等本 RS 割当契約に定める一定の事由に該当した場合、本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得する。

(b) 当社は、本譲渡制限期間中に RS 対象取締役等が重要な法令違反等本 RS 割当契約に定める一定の事由に該当し、本譲渡制限付株式の全部又は一部を無償で取得することが相当であると当社の取締役会が認めた場合、本譲渡制限付株式の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本譲渡制限付株式のうち一部を当社が無償で取得する場合の取得株式数については、RS 対象取締役等が当社又は今回 RS 対象グループ会社の役員等の地位にあった期間等に応じて、当社の取締役会で決定する。

⑤ 無償返還事由

譲渡制限が解除される日の翌日以降、当社の取締役会が、当社の財務諸表（本譲渡制限期間が属する各事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を含む。）に限る。）の全部若しくは一部について重大な下方修正を要すると判断した場合、又は RS 対象取締役等に

よる重大な違法行為若しくは善管注意義務違反等（本譲渡制限期間が属する各事業年度中に行為又は結果が存する等、本譲渡制限期間が属する各事業年度に係るものに限る。）があったと判断した場合、当社は、RS 対象取締役等に対し、譲渡制限を解除した本譲渡制限付株式の全部又は一部について、当社に無償で返還することを求めることができる。

⑥ 株式の管理

本譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、RS 対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本譲渡制限付株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各 RS 対象取締役等が保有する本譲渡制限付株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、RS 対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

⑦ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画等が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において RS 対象取締役等が保有する株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限の全部又は一部を解除することができる（譲渡制限の一部を解除する場合における当該解除の対象数については、RS 対象取締役等が当社又は今回 RS 対象グループ会社の役員等の地位にあった期間等に応じて、当社の取締役会で決定する。）。また、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得する。

(2) PSU としての本新株発行

① 本PSU制度の概要

本 PSU 制度は、PSU 対象取締役等に対し、各事業年度において、当社の取締役会が予め定める 3 事業年度（以下「業績評価期間」といいます。）における当社グループの業績等を用いた指標（サステナビリティ指標を含む。）の達成度に応じて、業績評価期間終了後に、PSU 対象取締役等に対して金銭債権を支給することを決定し、PSU 対象取締役等から当該金銭債権の現物出資を受けて当社普通株式を発行又は処分する制度です。

② 基準株式数及び交付株式数の算定方法

当社は、概ね、以下の (i) の計算式に基づき、各 PSU 対象取締役等に交付する当社普通株式の数を算定し、(ii) の計算式に基づき、各 PSU 対象取締役等に支給する金銭債権の額を算定いたします。

(i) 各 PSU 対象取締役等に発行又は処分する当社普通株式の数（※1）

基準株式数（※2）×業績評価係数（※3）

(ii) 各 PSU 対象取締役等に支給する金銭債権の額
各 PSU 対象取締役等に発行又は処分する当社普通株式の数×交付時株価（※4）

※1 計算の結果、1 単元未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとしたします。但し、(i) 及び (ii) の計算式により算出された結果に基づいて各 PSU 対象取締役等に金銭債権の支給を行おうとする場合、本 PSU 制度において付与する金銭債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各 PSU 対象取締役等に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。

※2 当社の取締役会において予め定めるものとしたします。

※3 ①業績評価期間中の企業価値指標及び財務指標の達成度に応じて当社の取締役会において予め定める範囲で設定した数値（割合）に、②業績評価期間中のサステナビリティ指標の達成度に応じて当社の取締役会において予め定める範囲で設定した数値（割合）を乗算する形式で、当社の取締役会において予め定めるものとしたします。

※4 業績評価期間終了後に行われる当社普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社普通株式を引き受ける PSU 対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。

③ 権利喪失事由

業績評価期間中又は当社株式が実際に交付されるまでの期間において、PSU 対象取締役等が次のいずれかに該当し、当社株式の交付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることが相当であると当社取締役会が認めた場合には、当社は当該 PSU 対象取締役等に対して通知することにより、当該通知の到達した時点又は当該通知の到達した時点以後に到来する取締役会の決議で定めた日若しくは時点をもって、株式の交付を受ける権利を喪失させるものとします。

(1) PSU 対象取締役等が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(2) PSU 対象取締役等において、法令、又は、当社若しくは当社子会社の定款その他社内規程に重要な点で違反した場合

(3) PSU 対象取締役等において、当社又は当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役員に就任した場合

(4) その他当社株式の交付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることが相当であると当社の取締役会が決定した場合

④ 組織再編等における取扱い

当社は、当社株式の割当てまでに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、各 PSU 対象取締役等に対して、当社株式に代えて、各 PSU 対象取締役等に発行又は処分する当社普通株式の数を業績評価期間の初日から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」といいます。）までの期間等に応じて合理的に調整した株数に、組織再編等承認日の前営業日の当社株式の時価を乗じて得られた額の金銭を交付するものとします。

⑤ PSU対象取締役等に対する支給条件等

当社は、原則として、PSU 対象取締役等が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、PSU 対象取締役等に対して、上記②に基づき算出される数の当社普通株式を発行又は処分いたします。

- (i) PSU 対象取締役等が、業績評価期間中継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったこと
- (ii) 法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと
- (iii) その他当社の取締役会が本 PSU 制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合等は、必要に応じ、業績達成比率や在任期間等に応じて合理的に調整した当社普通株式を当社の取締役会の決議により発行又は処分いたします。

また、業績評価期間中に PSU 対象取締役等が正当な理由により退任若しくは退職した場合又は業績評価期間中若しくは業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに PSU 対象取締役等が死亡により上記地位を退任若しくは退職した場合等は、必要に応じ、当社の普通株式に代わり、業績達成比率や在任期間等に応じて当社の取締役会が合理的に定める金額の金銭を支給するものといたします。

⑥ PSUとしての本新株発行に係る割当契約の締結

PSU としての本新株発行においては、本 PSU 制度に基づき、当社は、PSU 対象取締役等との間で、PSU としての本新株発行に係る株式割当契約（以下「本 PSU 割当契約」といいます。）を締結する予定であります。本 PSU 契約においては、業績評価期間に関し、当社の取締役会において、財務諸表の重大な下方修正や対象者による重大な違法行為等があったと判断した場合、及びその他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、本普通株式の払込期日以降、本普通株式又は本普通株式の価値に相当する額の金銭について、当社に対して返還義務を負うものとする等、いわゆるクローバック条項を設けます。

なお、PSU としての本新株発行は、本 PSU 制度に基づく本普通株式の払込金額に充当

するものとして、当社の取締役会決議又は各今回 PSU 対象グループ会社の取締役会決議に基づき、当社又は今回 PSU 対象グループ会社から本業績評価期間に係る業績連動型株式報酬として支給された金銭報酬に係る債権金 300,588,800 円(本普通株式 1 株につき出資される金銭報酬に係る債権の額は金 1,072.0 円)を出資財産として、現物出資により行われるものです。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容等

割当予定先に対する RS としての本新株発行は、本 RS 制度に基づく当社又は今回 RS 対象グループ会社の 2026 年 3 月期(2025 年 4 月 1 日~2026 年 3 月 31 日)(当社取締役については、当社の 2026 年 3 月期に関する定時株主総会終結時までの期間、今回 RS 対象グループ会社取締役については、各今回 RS 対象グループ会社の 2026 年 3 月期に関する定時株主総会終結時までの期間)(譲渡制限付株式報酬を支給済みの RS 対象取締役等については、当該支給済みの譲渡制限付株式報酬の対象期間を除く。)に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 20 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 1,072.0 円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、発行価額の決定方法及びその金額として合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。また、RS としての本新株発行による希薄化率は 0.1%未満であり、極めて僅少であることから、合理的であると考えております。

また、割当予定先に対する PSU としての本新株発行は、当社又は今回 PSU 対象グループ会社から支給された本業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される本普通株式の発行数に発行価格を乗じることにより算出された額の金銭報酬に係る債権を出資財産として現物出資に供させることにより普通株式を発行するものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 20 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 1,072.0 円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、発行価額の決定方法及びその金額として合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。また、PSU としての本新株発行による希薄化率は 0.1%未満であり、極めて僅少であることから、合理的であると考えております。

以上